

## 大阪千代田短期大学研究倫理委員会規程

### (目的)

#### 第1条

本学の教育研究活動が、教職員の高度な倫理意識のもと公正に行われることを目的とし、そのために必要な方策を検討し、実施するために、大阪千代田短期大学研究倫理規程第14条4項に従い、大阪千代田短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

#### 第2条

前条の目的を達成するため、委員会は次の事項を取り扱う。

- (1) 教職員の倫理意識を高めるための法令、規程等の遵守に係る啓発、研修等に関すること。
- (2) 大阪千代田短期大学における「研究活動における不正行為に関する違反行為等への対応に関する規程」（以下「対応に関する規程」という。）第1条にいう「違反行為等」が生じた場合の対応に関すること。
- (3) 内部統制システムの点検及び業務監査に関すること。
- (4) その他必要な事項

### (構成)

#### 第3条

1 委員会は、学長が委嘱する次の者5名以上をもって構成する。

- (1) 短期大学学科教員若干名
- (2) 短期大学事務局員若干名

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は委員会委員の互選により決定する。

### (任期)

#### 第4条

1 前条第1項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期は、その職の期間とする。

### (議事)

#### 第5条

1 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決する。

3 「違反行為等への対応に関する規程」に定める議決事項は、全委員の多数決をもって決する。

4 必要あるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を徴することができる。

### (監査)

#### 第6条

1 委員会は、大学、科、局、所、センター、室、課（以下「部課等」という。）の研究に関する業務執行について監査（以下「業務監査」という）を行うことができる。

2 業務監査に関する事項は別に定める。

(権限)

第7条

- 1 委員会は、対応に関する規程に定める予備調査、本調査及び再審査を行うため、関係部課等に対して当該事案に係る資料の提出を求め、関係者から事情を聴取することができる。
- 2 委員会は、業務執行の適正性を確保するため、部課等に対して改善及び是正に必要な措置について、指導又は助言をすることができる。
- 3 委員会は、違反行為等が発生する恐れがあると認められる場合、当該部課等に対して点検及び調査を行うことを指示し、その結果について報告を求めることができる。
- 4 委員会は、違反行為等への対応に関して、対応に関する規程に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。

(事務)

第8条

- 1 委員会の事務は、事務担当部局が行う。
- 2 事務業務に関する執行に関しては、事務管理責任者が統括する。

(改廃)

第9条

この規程の改廃は、委員会及び教授会の審議を経て、学長が決定する。

附則この規程は、2016年4月1日から施行する。